

普請請負にて、數萬の金をまふけて、奢はなはだしきものゆえ、兼て目を附て居られし故、元祿十三年の夏、評定所へ出て願ひけるには、只今は御用の間に候ま、病氣養生して入湯仕度段申ける、伊豆守大きにいかりて、町人の分として、上を輕しむる奴かな、湯治の願などは、我等が組與力が家來どもまで頼みてねがふべきことなり、然るに今歴々公用の評定の席へ願ひ出ることは、大なる奢者なり、これこの事は、常々御用をもうけたまはる身分なれば、其次第を存せざるにはあるべからず、畢竟おのれが身分を高ぶるよりのことなりとて、牢舎申つけられたり、

〔笈埃隨筆^四〕温泉

世に温泉の説多して、未だ理盡さず、俗には硫黄の氣伏して温泉をなすといふは總論なり、夫地下に温泉あるが故に、薰蒸して硫黄ありとはいふべし、地下に水脈あり、火脈あり、其二脈一所に會し、或は近く融通するあれば、必水泉温沸す、されば水脈といふものに引れて、地上に出る潮あり、我邦にも奥の鹽井、甲州の鹽の山などは是なり、又火脈の勃興せる富士^{駿州}淺間^{信州}阿蘇^{肥後}温泉山^{肥前}宇曾禮山^南霧島山^{日向}等也、平地は室の八島^{下野}越後地火^{蒲原郡}、或は海中にも、硫黄が島^{薩州}八丈島^{伊豆}あり、必火脈あれば温泉となる、櫻島^{薩摩}又松前の邊なる島にもあり、故に海中といへ共眞水あり、是陰中の陽、陽中の陰也、皆同類といふべし、されば六十餘州の内、温泉なき國は少し、就中伊豆は小國にて駿相にはさまり、海へ差出たる地なるに、温泉有事二十餘ヶ所、殊更加茂郡葛見庄熱海は、温泉有の地名なり、天平勝寶の年間に沸すといふ、此に諸國の温泉と大に異なる子細は、毎日晝夜卯巳未酉亥丑の時に涌て、其餘の子寅辰午申戌の刻には、只烟のみ立也、此偶數の刻に涌て、奇數の刻には涌ずといふ事、至て不審也、中華にも似たる事有といへ共、又其理をいはず、須行記に曰、碧玉泉有、曹溪有、泉甚清、一日三潮、以辰午酉三時、水必漲滿、三時餘半、瀉と云々、熱海は潮の大熱湯也、其涌出の所には四方に石垣をなし、常に人の入事を禁ず、其涌時、眞中にた、み上た